

大和市公告第 30 号

次のとおり公共下水道供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。なお、その関係図面は、令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間本市環境共生部下水道経営課において一般の縦覧に供する（日曜日及び土曜日を除く。）。

令和 7 年 3 月 31 日

公共下水道管理者

大和市長 古谷田 力

1 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 4 月 1 日

2 供用及び下水の処理を開始する区域

大和市下鶴間字甲四号及び字乙三号の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別紙位置図及び地番図のとおり。

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式（污水）

5 処理を行う終末処理場の位置及び名称

位置 大和市下鶴間 2698 番地

名称 大和市北部浄化センター